

板橋区改良住宅同居許可事務に関する要綱

平成 26 年 3 月 24 日

区 長 決 定

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区改良住宅条例（平成 15 年板橋区条例第 40 号。以下「条例」という。）第 17 条及び東京都板橋区改良住宅条例施行規則（平成 16 年板橋区規則第 14 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づく、改良住宅の同居の許可について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(同居許可に係る条件)

第 3 条 区長は、条例及び規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件をすべて具備している場合に、同居を許可することができるものとする。

- (1) 使用者が、当該改良住宅に 1 年以上居住していること。
- (2) 同居許可後における当該改良住宅の居住室（ダイニングキッチンを除く。）の畳数が、世帯員 1 人あたり 2.4 畳以上あること。
- (3) 使用者が、転勤又は長期入院等の理由で同居者を残し、当該改良住宅を 1 ヶ月以上不在となっていないこと。
- (4) 当該同居により、同居しようとする者が配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナーシップ関係の相手方（東京都板橋区営住宅条例（平成 9 年板橋区条例第 40 号。以下「住宅条例」という。）第 6 条第 1 項に規定するパートナーシップの相手方をいう。以下同じ。）を含む。）と別居することにならないこと。
- (5) 同居しようとする者が、現に住宅に困窮していること。

2 区長は、同居しようとする者が、前項各号に掲げる条件のいずれかを具備していない場合において、使用者の世帯の実情に照らして必要があると認めるときは、同居を許可することができるものとする。

(同居許可に係る収入基準の特例)

第 4 条 同居後における世帯の収入が条例第 7 条第 2 項において読み替えて準用する住宅条例第 6 条第 1 項第 4 号に規定する金額（以下「収入超過基準」という。）を超える場合において、区長

が、公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）第 11 条第 2 項の規定により特別の事情により同居させることが必要であると認めるときとは、同居しようとする者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 使用者又は使用者の扶養親族である同居者と婚姻した者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナーシップ関係の相手方を含む。）又は養子縁組した者であるとき。
- (2) 使用者が本来使用者である場合は、使用者の 3 親等内の血族又は直系姻族で、年齢が 60 歳以上であるとき。使用者が公募による使用者である場合は、使用者の 1 親等の直系尊属で、年齢が 60 歳以上であるとき。
- (3) 使用者が本来使用者である場合は、使用者の 3 親等内の血族又は直系姻族で、使用者の扶養親族であるとき。使用者が公募による使用者である場合は、使用者の 1 親等の血族又は姻族で、使用者の扶養親族であるとき。
- (4) 使用者若しくは同居者を介護し、又は使用者若しくは同居者により介護される必要があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、同居しようとする者の収入が収入超過基準を超えている場合は、同項各号に掲げるときであつて、使用者が当該同居しようとする者の扶養親族で、かつ、当該同居しようとする者が使用者又は同居者を介護する必要があるときに限り、同居を許可することができるものとする。

（規則第 24 条第 2 項第 3 号イ及び第 3 項第 3 号イの規定に該当する者）

第 5 条 規則第 24 条第 2 項第 3 号イ及び第 3 項第 3 号イに規定する高齢者、身体障がい者その他区長が別に定める者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 60 歳以上の者
- (2) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 28 号に定める障害者（以下「障害者」という。）に該当する者
- (3) 所得税法第 2 条第 1 項第 29 号に定める特別障害者（以下「特別障害者」という。）に該当する者
- (4) 同居していた者で、当該住宅を退去後 5 年を経過していない者
- (5) 使用者又は使用者の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の未成年者の子

（期限付き同居許可の対象となる者）

第 6 条 規則第 24 条第 4 項に定める特別な事情により使用者と同居する必要があると認める場合とは、同居しようとする者が、使用者又は同居者の 3 親等内の血族又は姻族（同条第 2 項各号に該当する者を除く。）であつて、かつ、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 60 歳以上又は 16 歳未満の者であるとき。
- (2) 障害者又は特別障害者に該当している者であるとき。
- (3) 使用者の扶養親族又は使用者を自らの扶養親族としている者であるとき。
- (4) 使用者若しくは同居者を介護し、又は使用者若しくは同居者により介護される必要があるとき。
- (5) 通院又は通学のため同居する必要があると認められるとき。
- (6) 現に居住する住宅からの立退きを求められている等、著しく住宅に困窮していることが明らかであるとき。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前にあった同居申請に係る許可については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 6 日区長決定）

この要綱は、区長決定の日から施行する。